記者発表資料



令和3年12月6日(月)

- □各種資料や情報の提供
- □イベント・会議等の案内
 - □当日の取材依頼
 - □開催日時等の周知依頼
 - □参加者募集の事前告知依頼
- ■その他(緊急情報)

発表事項	野鳥における	鳥インファ	ルエンザ	ウイルス(の検出につい	~
内容	羽について, 昨 A型鳥インフルで 検体にすが, 検え をお, 現時点に 高病原性でない。 1 これまで 場所 出水市 2 今後の対応	日 x は 査 に と が 今 果 い 明 は 類 で 定 で で ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か),鹿児島 イルス「P 鹿ス 見 利明原性 ることも 回収日 12/3	景とは 大数はあり 管検にに 間確ま のでででいる。 のでででであります。	遺伝子検査を あることが確認 いて見込っ のであり、留意 のであり、留意 (M遺伝子 (H5/H7亜型) 陽性 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	認されました。 分離検査を実施 す。 の検査の結果, ださい。 ウイルス 分離検査 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	環境省の新たな野鳥監視重点区域指定に伴い,前回指定の区域と併せて,引き続き野鳥の監視を強化します。					
資料	別添 環境省記者発表資料					
ホームページ掲載	□なし □あり(月 日掲載予定) ■後日掲載					
取材案内						
問い合わせ先	担当課 環境林務部 自然保護課 野生生物係 (099-286-2616) 内線2616					
(担当課)	取材対応者	課長 宮澤 泰子(099-286-2610)内線2610				
	問い合わせ窓口	# 2窓口 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 直通:03-5521-8285 九州地方環境事務所野生生物課 TEL:096-322-2413				

今回、A型鳥インフルエンザが検出された地点に係る野鳥監視重点区域



鹿児島県の死亡野鳥における A型鳥インフルエンザウイルス遺伝子検査陽性について

令和3年12月6日(月)

< 鹿児島県同時発表>

鹿児島県出水市で令和3年12月3日(金)にマガモ1羽の死亡個体が回収され、 同年12月5日(日)に鹿児島大学で遺伝子検査を実施したところ、A型島インフ ルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。

この報告を受け、回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥 の監視を強化します。

1. 経緯

- 12月3日(金) ・ 鹿児島県出水市でマガモ1羽の死亡個体を回収(簡易検 査は陰性)
- 12月5日(日)・ 鹿児島大学で遺伝子検査を実施したところ、A型鳥イン フルエンザウイルスの陽性反応を確認
 - 回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、 野鳥の監視を強化
- ※ A型鳥インフルエンザウイルスが家きんに対して高病原性を示すようになった ものが高病原性鳥インフルエンザウイルスです。
- ※ 現時点では、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階である ため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわ けではありません。今後、鹿児島大学において高病原性鳥インフルエンザウイルス の遺伝子検査(ウイルス分離検査)を実施予定であり、検査結果の判明まで数日程 度かかる見込みです。
- ※ 野鳥監視重点区域に指定した区域内では、感染状況を把握するため、都道府県に よる緊急調査が行われます。区域指定は、区域内で新たな発生が一定期間確認され ない状態になるまで継続します。

2. 今後の対応

- ・ 鹿児島県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥の監視を引き続き強化 します。
- 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和3年11月11日付けで 「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視を継続します。

3. 留意事項

(1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を 除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排 泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必 要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行 動をお願いします。

(2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

直 通 03-5521-8285

代 表 03-3581-3351 室 長 東岡 礼治 (内線 6470)

室長補佐 村上 靖典 (内線 6675)

係 長 庄司 亜香音 (内線 6473)

担 当 宮澤 結有 (内線 6477)